

○ 会 議 録

会 議 名	令和2年度 第2回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和2年10月26日			
開催場所	基山町役場2階203会議室			
開閉会日時	開会	令和2年10月26日 午後3時		
	閉会	令和2年10月26日 午後4時10分		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席1名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	土肥 勲嗣	出	富山 茂	出
	塩井 富子	出	松隈 浩	欠
	木村 照夫	出		
	中村 眞智子	出		
	渡辺 一正	出		
	山田 和彦	出		
	益田 雄次	出		
会議録署名人	土肥 勲嗣 中村 眞智子 渡辺 一正			

～15時開会～

令和2年度第2回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 議事

(1) 基山町まちづくり基金事業の申請事項の見直しについて

2. 報告事項

(1) 令和2年度の町民提案・回答状況について

3. その他

・次回開催日程について

【事務局】令和2年度第2回まちづくり推進審議会を始めます。

本日の議事録署名人は、会長、中村委員、渡辺委員でお願いします。

審議会は公開ですので、録音させていただきます。

議事進行は会長をお願いします。

議事(1)基山町まちづくり基金事業の申請事項の見直しについての説明

【事務局】資料1 資料2 を参照に説明。

【会長】昨年、無限にやるのではなく、期間を区切って、見直しや評価を行うべきではとの答申結果として、説明のような加筆をすべきではないかという事務局の案ですが、いかがですか。

【委員】3年ごとに、最新の計画書で申請をするということは、継続とは意味が変わるのか。継続を前提とする見直し案なのか。3年を目途として4年目からは新たなものになるのか。延長としての見直しか。最新なのか。

【事務局】まちづくり計画の補助の期間は、計画の期間であり、3年を目途に計画が無くなるものではない。計画期間が対象になっているので、それを3年ごとに見直してもらうことを明記するもの。

【事務局】7区がまちづくり計画を実施している。7区は、基金が出来る前から活動しており、現在、見直し作業に入っている。今年度中に、提出予定です。

【会長】下線が引いてある文章が分かりづらい。「3年ごとに見直しを実施した」となると、既に3年活動をしている団体と解釈されないか。初めて読む人が理解できるのか。3年活動をしていない団体でも申請できるのか。

【事務局】できる。この文章では説明が足りないと思います。誤解の無いように文章を直したい。

【委員】継続という言葉を入れると良いのでは。

【事務局】「申請時」の前にですね。

【委員】見直しの必要がないと補助金の受給者が判断した場合は、見直しする必要がない。前回と同じというので良いのか。

【事務局】前期・中期・長期という作り方になっており、全体で10年間で1つの計画と考えている。審議会で3年というのは、進歩により一定の成果が出ることから、見直しが必要というご意見でできたもの、3年経っても同じという事もゼロではないと思うが、達成しているもの、達成していないものもあるので見直ししていただくことが必要。

【委員】見直すことが前提であり、もし見直しがされなければ、事務局が入って問題点を指摘し見直し箇所をだすという事と受け止めた。

【会長】申請を受けつける段階で事務局が判断するということですね。

【事務局】申請自体は、この審議会の場でお示しし、ご意見をいただけたらと思う。7区ははしりで作ったので、実行してどう進捗していったかを今回初めて載せていくので、見え方も変わってくるかもしれない。また次3年後に見直しがあると地域の方も確認された上で、こうした方が更新しやすい等考えながら見直し作業を進めさせていただく。

【委員】3年で終わるのではなく、長期計画を達成するための指導という事だったら良い。

【委員】事業の中身にもよるのではないかと。3区が防災の組織を立ち上げた。その時役場からの説明が、何もないところから立ち上げるのには資金がいる。その後押しをするという事。3年で補助金をもらうのは終わったが、活動は続いている。活動は継続するが、3年ごとに見直しをしてお金を必要としなくなったら、この事業から外れていく。

【事務局】資料1 P5を見てください。2つに大きく分かれる。(2)(3)(4)(5)は、地域の方が課題を解決していきたいというものに20万を限度とし、3年間補助する。将来的に自立できますかというのがポイント。特例で支援が必要という場合は10万を3年間。元々まちづくり基金が持っていたもの。前回加えられたのが、もう少し支援が必要という理由がある所には、10万を3年間継続して補助するというもの。(1)まちづくり計画に基づく事業は、計画を継続して行なっていくため、計画期間の間年間30万を限度として、毎年助成をするもので、地域運営の大きな動きの中にあるもの。

【委員】まちづくり計画は、10年なら10年の計画でも良いものであり、10年の計画を出して認定されたものをそのまま行くのではなく、10年であっても3年ごとに見直ししていくというもの。毎年30万を出すときにも、事務局は見るわけで、それをした上で、3年後にも見直しをしてもらう。加筆する文言を見ると、3年間は何もなくて、3年経って、見直しとなる。それまでは無条件にもらえるという印象をもたれる懸念がある。

【事務局】そういう懸念が今までもあったと思う。これまでは、実効性のあるものかを、みなさんの前で、プレゼンテーションを2年に1回やってもらうということで、自

ら気づき、自ら直すというのをやっていたが、具体的に3年という数字を出してもらったので、毎年見直す、大きな節目を目途に根本から考え直すという機会を作ったということ。前回の報告の中にもあるが、現在は30万円使われることなく、約10万円を申請されている。それは一部終了した事業があるという事も考えられるので、今回整理させてもらう。目標を達成しているのがあるなら、違う課題に視点を向けてもらうなどの話をしたい。

【委員】「申請時においては…」の後は、継続している事業においても3年ごとにその見直しを実施する、の方が伝わるのかと。

【事務局】 その方が良いと思います。

【会長】 これは再審請求になるのか。

【事務局】 毎回申請してもらっている。まちづくり計画は、基金の補助と別、まちづくり基本条例の中で作った計画なので、補助金申請をしようがしまいが自由。補助金申請をするのだったら、さきほどの加筆をする部分は、申請時においては継続している事業においても3年ごとに…という言い方でいきたい。まちづくり計画の中では、団体（まちづくり計画が作ることが出来る団体）の登録をして、認められた団体は、計画が作れ、計画を作ると、自助、公助、共助の部分が分かる。

【委員】 追加文書が分かりにくい。3年ごとに見直しを実施すること。実施した後に、その計画書を再申請する。など3年経ったら、次の新たな考え方や、やり方が分かるから、プラスして計画書を申請する。

【事務局】 言い回しを直して説明します。下線の部分ですが、「申請時においては」は、削除し、継続している計画については、3年ごとに見直しを実施することとし、最新の計画書で申請をすること。補助金の申請には、これが条件ですという意味合いになります。

最新の計画書という言葉は少し気になります。

【委員】 見直しを実施して申請をするということなので、最新となるのでは。

【事務局】 長期計画に最新というのは、違和感があります

【委員】 その前文と続けて、認定された団体が行うまちづくり事業とし、継続している計画について… のようにしてはどうかをつけることによって、止まってしまう印象になる。

【事務局】 そのへんは、研究して誤解の無いように直したいと思う。

【委員】 基本条例で規定されたまちづくり計画はどのようなのを認定するという項目はあるのか。

【事務局】 あります。

【委員】 その範囲内で認定をするということ。

【事務局】 計画を作るのは、エリアを特定して、10人以上の団体で、地域課題を解決したいと申請し認定された団体ができるとなっている。活動範囲を特定しているので区以外でも出すことは可能。

【委員】 3年ごとにマンネリ化しないように、どう継続事業としていくかを見ていくとい

うこと。

【事務局】補助金を申請するために書き直したというのではいけない。3年ごとに見直しをした計画というのは上の上位計画そのものも更新してもらう。その計画の変更の提出を求めて受理しようとしている。

【会 長】3年規程以外にも、これまでの規程の変更はあるか？

【事務局】変更する部分は、条例本体と、補助金要項。本体については細かいところまで計画に書くのも難しいので、理念の部分はそのままにする。補助金の要項や、様式を変えようとしていたが、上位計画を書くことになり限度がある。法令担当とも打合せをしたが、答申書を1つの根拠資料として一体的になるよう常に添付し、補助金の申請書の根拠にする。3年の運用の中で、見直しをしていき、審議会の中で毎年お諮りしていく方向。

【会 長】答申で3年ごとに見直しと提言したが、規約の変更は難しく、この部分に追加することによって、運用の方で実際3年ごとに見直しを行っていくのが、事務局の方針ということ。最初に申請される時に見る人が、3年の規定を設けることによって、運用を規定していこうというのが事務局の提案。ただ文言をどのようにするかに対して、いろいろ意見が出ている。文言については、事務局で、より伝わるような文章に、再考していくということです。

【委 員】まちづくり計画の範囲内なら、新規の事業も良いのか。

【事務局】はい、大丈夫です。以前、新規の動きのある区があり、協議も進み、素案に近い所まで来ていたが、区のことなので、区民の皆さんの総意をとるのに、時間が足りなかったり、区の執行部が変わったりで、まとまらず、白紙にもどってしまった。今回見直していく中で、自分たちも難しく考えすぎていたかもしれない。今後増やしていきたい。

【委 員】私の質問は、例えば7区のこと、今までやっていた事業ともう一つ事業を始めたら、よりまちづくりになるとなったら、継続して一連の申請の中でいくのか。同じ資金を受けていた団体でも、事業内容がガラッと変わったらまた申請するのか。今までの分に合算してよいのか。

【事務局】7区の場合は、わかりやすく、区で取り組んでいるので、計画の見直しの中で含まれていくと思う。特に防災関係は、地域マップを作るという目標があった。実際みんなで地域を歩いてみて、ワークショップを開いて、子どもからお年寄りの方まで参加してもらい作った経緯がある。それをもう一度するとなると、(2)(3)(4)(5)の防災の方でするよりかは、まちづくり計画の中に溶け込ませる。全体で取り組んでいるので。区と別次元の事業となると別になるが、7区は区で出されている。

【会 長】他にご意見がなければ、次の報告に移ります。

3. 報告事項

(1) 令和2年度の町民提案・回答状況について

【会 長】事務局よりお願いします。

【事務局】資料3 を参照に説明。

【会 長】質問・意見はありますか。 全部要望ですね。

【委 員】側溝に蓋をつけて安全になるが、道路が広くなって、車がスピードを出して通るという事例がある。逆に危ないということも考えてする必要はある。歩行者専用等。

【会 長】全体を通して何かないですか。

【委 員】町民提案の10番の回答について。良い事をして町に協力してある。アダプトプログラムに入っているか。

【事務局】入ってあるかは、確認しないといけない。町道全体の問題として検討中。アダプトプログラムは、元々、道路・河川・自宅近く・自分の会社の近く等を里親のような感じでボランティアをするという登録をしてもらうもの。保険の加入もあり、登録加入を進めている。ゴミ袋や草刈り鎌などを渡している。10月1日の広報に記載し、各区の区長さんにもお願いして登録に力を入れている。草刈り機で、町道の法面を刈って貰っている人には、今回から草刈り機の刃を準備した。1年間に1枚。組合でも加入できる。アダプトプログラムで、道路管理の話は庁内で検討中、すぐにはできないが、地域に委託してお願いするなど踏み込んだ検討をしている。

【委 員】アダプトプログラムの件は、私も昨日、区で説明したが、もっといいネームはないのか。アダプトの意味が分かりづらい。草切りもだが、今は除草剤を使う人が増えている。草刈り機の刃は要らないが、除草剤をもらえないかという意見があった。

【事務局】検討します。除草剤については、犬の散歩とか、野菜を作っている人がいたり、弱いものは何度もしなくてはいけないとか、一概には難しい。今年度に限っては、草刈り刃で。除草剤や、草刈り機も刃がいらぬ分もあつたりするので、今後検討していく。

【会 長】他に何か。

【委 員】除草剤も農地用と、非農地用がある。農地用は、半年後には種が蒔けるようなもの、非農地用を町道の勾配や、傾斜にふると根が張らず、雨などで道路が崩壊する。除草剤も毒薬であるから。

【事務局】災害が起きて、法面を復旧するときには、土を入れて、種子を吹きかけ、草を植え付けて安定させる。ご意見をいただきながら、町の皆さんが納得のいくように近づけていきたい。

【会 長】他に何か質問やご意見は。全体についても何か。

— 意見なし —

【会 長】全ての議事が終わったので、進行を事務局に返します。

【事務局】次回開催についてですが、通常、審議会は年3回の開催となっています。次回が3回目なので、2月の中旬を予定しています。

～16時10分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和3年1月12日

会長 (氏名)

土肥勲嗣

委員 (氏名)

中村真智子

委員 (氏名)

楢辺一正